

環 政 第 5 3 8 号 令和 5 年 8 月 1 5 日

沖縄防衛局長 伊藤 晋哉 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業 (仮称) に係る事後調査報告書 に対する環境保全措置要求について

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第37条第1項の規定に基づき、 令和5年5月29日付け沖防第2975号で送付のあったみだしの事後調査報告書について、 同条例第39条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全について必要な措置を講 ずるよう求めます。 ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業(仮称)に係る 事後調査報告書に対する環境保全措置要求

1 今後の環境保全措置の実施について

ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業(以下「本事業」という。)については、 平成18年に評価書手続が終了しているが、長期間未着手であったため、事業者は、平成25年2月から平成26年2月にかけて、事業実施による生活環境及び自然環境に対する影響の 再評価を自主的に実施(以下「再評価書」という。)しており、再評価書に記載した環境保 全措置を実施するとしている。

本事業により設置されたし尿処理施設は、令和5年7月以降は米軍側に引き渡し、供用 開始される予定であると事後調査報告書に記載されているが、存在・供用時の環境保全措 置は、米軍による当該施設の管理・運営により実施される内容となっている。

しかしながら、米軍関係施設は管理・運営状況等が公表されていないことから、本事業 についても供用後の環境保全措置の実施状況が確認できなくなる可能性がある。

ついては、供用後における環境保全措置が確実に実施され、事後調査報告書で明らかに できるよう米側と調整すること。

2 今後の事後調査の実施について

- (1) これまで米軍関係施設に係る環境影響評価の対象事業については、供用後において、 米軍の立ち入り制限により十分な事後調査が実施できず、事業実施による生活環境及び 自然環境に対する影響並びに環境保全措置の効果について確認できない事例がある。 ついては、事後調査が確実に実施できるよう米側と調整すること。
- (2) 存在・供用時における事後調査において、し尿処理施設処理水の調査時期については、 艦船寄港時の処理量が最大となる時期に行うとしているが、米軍による施設の管理・運 営状況を十分に把握しなければ、適切な時期に調査が実施できないと考えられる。

ついては、沖縄県環境影響評価技術指針第4の9(4)「事後調査を行う時期、時間帯又は期間」に基づき、施設の管理・運営状況について情報提供を行わせる等して、適切な時期に各項目の調査が実施できる体制を構築するよう米側と十分に調整すること。

3 陸域動物及び陸域生態系について

シロチドリについては、令和5年度も引き続き事後調査を実施するとしているが、工事終了までの調査とし、存在・供用時においては実施しないとしている。

事業者は、再評価書において、「供用時の調査については、必要性も含め、事後調査の結果により適宜判断して決定します。」としているが、供用時の調査を実施しないとした経緯が本報告書に示されていない。

ついては、供用時における事後調査の必要性を再度検討し、次回の事後調査報告書において、その検討経緯を示すこと。